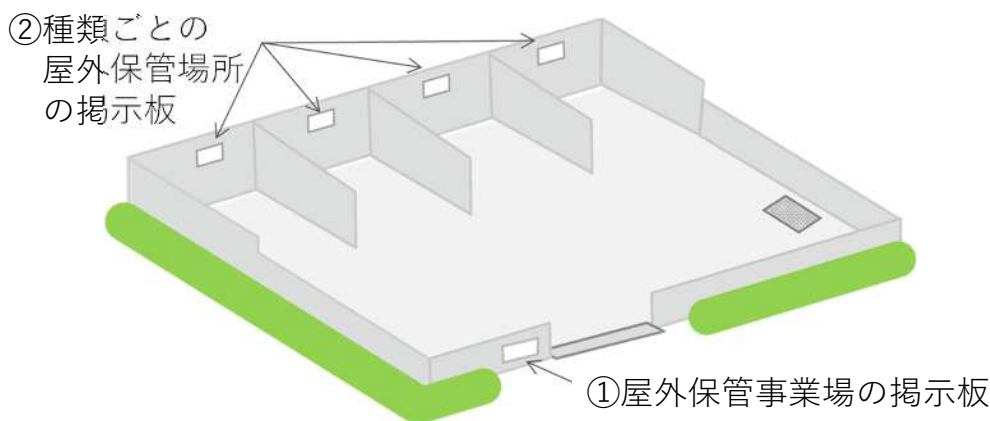


# 屋外保管事業場の掲示板記載事項等について



## ① 屋外保管事業場の掲示板

根拠法令：条例第15条第1項第1号イ、規則第20条第1項及び第2項

幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のもので、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に設けること。

### 《記載事項》

- (1) 屋外保管事業場である旨
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 許可の期間
- (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称
- (5) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先
- (6) 相談窓口に係る名称及び連絡先
- (7) 保管する再生資源物の種類

再生資源物の屋外保管事業場	
許可年月日	令和6年2月1日
許可番号	111〇〇〇〇〇
許可の期間	令和11年1月31日
事業者	会社名または個人名 株式会社〇〇〇〇
管理者	個人名のみ。役職は記載しなくても可 電話やメールアドレス 連絡先〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
相談窓口	本社の総務課等でも可 電話やメールアドレス 連絡先〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再生資源物の種類	金属、プラスチック

図1 (既存)屋外保管事業場の掲示板作成例

## ② 種類ごとの屋外保管場所の掲示板

根拠法令：条例第15条第1項第1号ウ、規則第20条第3項及び第4項

屋外保管の場所ごとに幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものを設けること。

### 《記載事項》

- (1) 屋外保管の場所である旨
- (2) 保管する再生資源物の種類
- (3) 屋外保管事業場の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (4) 容器を用いずに保管する場合には、高さのうち最高のもの

再生資源物の屋外保管場所	
再生資源物の種類	金属
管理者	個人名のみ。役職は記載しなくても可 電話やメールアドレス 連絡先〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保管の高さ	〇. 〇 m

図2 屋外保管場所の掲示板作成例